

一宮浄化センター自家用電気工作物保安管理業務委託



自家用電気工作物保安管理業務に関する委託契約書

岡山市 (以下「甲」という) と (以下「乙」という)
とは、甲の保安規程に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務 (以下「保安管理業務」という) の委託について、次のとおり契約を締結する。

第1条 (契約対象電気工作物の概要)

契約対象電気工作物の概要は、次のとおりとする。

1	事業場の名称	岡山市環境局 一宮浄化センター		
2	事業場の所在地	岡山県岡山市北区一宮217番地		
3	需要設備	1	設備容量	1,285 キロボルトアンペア
		2	受電電圧	6,600 ボルト
4	非常用予備発電装置	1	発電機定格容量	350 キロボルトアンペア
		2	発電機定格電圧	440 ボルト
		3	原動機の種類	ディーゼルエンジン

第2条 (委託業務の内容)

- 乙が実施する保安管理業務は、電気工作物の保安管理業務を実施する者 (以下「保安業務担当者」という) が保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次項に掲げる自家用電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われかつ、その記録が保安業務担当者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りではない。
 - 前条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、工事期間中の点検 (その細目及び具体的基準は、別紙1「点検、測定及び試験の基準」のとおり) を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、修理改善等の措置について甲に指示又は助言する。また月次点検時、設置者及びその従事者がおこなった日常巡視等で異常等がなかったか否か問診を行い、異常があった場合には保安業務担当者としての観点から点検を行う。
 - 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合、甲もしくは中国電力株式会社等より異常の通知を受けたときは、現状確認・送電停止・電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、乙は、事故・故障の状況に応じて臨時点検を行う。事故・故障の原因が判明した場合、乙は、同様の事故・故障を再発させないための対策について甲に指示又は助言を行い、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、設置者に対し事故報告するよう指示を行う。
 - 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行う。
 - 前条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行う。
 - 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に指示する。
 - 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、別紙1「点検、測定及び試験の基準」に定めるところにより、工事中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に指示する。
 - 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、

- 開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。
- 2、前項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、甲は点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うことが出来るものとする。これに関し、甲に対して乙は助言を行う。
- このほか、乙が当該電気工作物の保安について、甲に対し助言が出来るものとする。
- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（次の1）から5）までのいずれかに該当する自家用電気工作物
- 1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
 - 2) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
 - 3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
 - 4) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
 - 5) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）取扱が特殊の専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等。
- (2) 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（次の1）から5）までのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物
- 1) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
 - 2) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
 - 3) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
 - 4) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
 - 5) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）
- (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- (4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- 3、使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか甲が確認を行うものとする。
- 4、絶縁監視装置を設置する設備については、設定値（警報設定上限値を50ミリアンペアとする）以上の漏洩電流を発生している旨の警報を連続して5分以上又は5分未満の警報を繰り返して受信した場合に以下の処置を行うものとする。
- (1) 保安業務担当者が、警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
 - (2) 保安業務担当者が、警報発生時の受信記録を3年間保存する。

第3条（点検の頻度）

- (1) 第2条第1項に定める乙が定期的に行う点検内容は別紙1によるものとし、点検の頻度は次のとおりとする。
- | | | |
|---------|-------|------|
| 1) 月次点検 | 毎月 | 1回以上 |
| 2) 年次点検 | 毎年 | 1回以上 |
| 3) 臨時点検 | 必要の都度 | |
- (2) 第2条第1項に定める甲の通知を受けて行う、工事中の点検の頻度は毎週1回以上とする。

第4条（委託料）

第2条第1項第1号から3号に掲げる業務に対する委託料は、次のとおりとする。
委託料（ ）※ 但し、消費税を含む

第5条（支払条件等）

- (1) 乙は、委託業務が完了したときは、所定の様式による完了届を甲に提出し、検査を受けなければならない。
- (2) 甲は、前項の完了届を受理したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。
- (3) 甲は、前項の検査を行うときは、あらかじめその日時を乙に通知し、その立会いのうえで行うものとする。ただし、乙が検査に立ち会わないときは、甲のみでこれを行うことができる。
- (4) 乙は、第2項の検査の結果不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の実施については、前項の規定を準用する。
- (5) 第2項及び前項の規定による検査及び再検査に要する経費は、すべて乙の負担とし、これに要する日数は、遅延日数に算入しないものとする。
- (6) 乙は、第2項及び第4項の規定による検査及び再検査に合格したときは、所定の様式による請求書を甲に提出し、委託代金の支払を請求することができる。
- (7) 甲は、前項の規定による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託代金を支払わなければならない。

第6条（連絡責任者等）

- (1) 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために乙と連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- (2) 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- (3) 甲は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。
- (4) 甲は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものを当てるものとする。

第7条（相互の協力義務）

- (1) 甲は、乙が保安管理業務の実施に当たり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとり、また乙が助言若しくは指導した事項については、その意見を尊重するものとする。
- (2) 乙は、保安管理業務の実施にあたり甲と協議決定した事項については、誠実に履行するものとする。

第8条（通知義務）

- 1、甲は、電気事故その他異常が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに乙に通報するものとする。
- 2、甲は、次に掲げる場合は、速やかにこれを乙に通知するものとする。
 - (1) 契約書第3条に掲げる事項を変更するとき
 - (2) 相続等により契約に基づく権利義務の承継が行われるとき
 - (3) 設置者の名称若しくは代表者に変更があったとき
 - (4) 電気の保安に関する組織を変更するとき
 - (5) 連絡責任者を指名し又は変更するとき
 - (6) 所轄官庁が電気関係法令に基づいて検査又は審査を行うとき
 - (7) 電気工作物に関して所轄官庁又は電力会社から通知があったとき

第9条（保安業務担当者の資格等）

- (1) 乙は、保安業務担当者には、電気事業法施行規則に適合する者を当てるものとする。
- (2) 保安業務担当者は、保安業務従事者証を常に携行し、甲に提示することとする。
ただし、緊急の場合には、この限りではない。
- (3) 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という）に、保安管理業務の一部を実施させることが出来るものとする。
- (4) 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることが出来るものとする。

- (5) 乙は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者を、乙の事業所への連絡方法を書面をもって知らせるとともに、甲は面接等により本人の確認を行うこととする。
なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっては同様とする。

第10条 (記録の保存)

甲は、乙が行う保安管理業務の結果について、終了時に乙から報告を受けるとともに、実施者氏名及び点検結果等に係る記録を確認すると共に甲乙双方において3年間保存するものとする。

第11条 (損害賠償)

乙の故意または過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとする。ただし、乙の責に帰することの出来ない事由によるときは、この限りではない。

第12条 (機密の保持)

乙は、業務上知り得た甲の機密を他に漏らさないものとする。

第13条 (契約期間内の更改)

甲及び乙が、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することが、出来るものとする。

- (1) 設備容量が変更された場合。
- (2) 受電電圧が変更された場合。
- (3) 発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合。
- (4) 発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合。
- (5) 配電線路の巨長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合。
- (6) 甲が保安規定を変更する場合。
- (7) 乙が、保安業務手数料等を変更する場合。

第14条 (契約の解除等)

- (1) 次の、いずれかに該当する場合は、相互に契約を解除することができる。

- 1) 甲又は乙のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合。
- 2) 甲が委託手数料の支払いを遅滞した場合。
- 3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団関係法人等（岡山市入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱（平成23年市告示第168号。以下「暴力団等排除対策要綱」という。）第2条第7号に規定する暴力団関係法人等をいう。）であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

ク 入札、随意契約のための見積り及び契約の履行に際し、暴力団関係者（暴力団等排除対策要綱第2条第6号に規定する暴力団関係者をいう。）から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅

- 滞なくその旨を甲に届け出なかったとき。
- 4) 甲から岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア, 同項第2号ア, 第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。
 - 5) 前各号に掲げるもののほか, 法令, 岡山市契約規則又はこの契約に違反し, 契約の目的が達せられないと認められるとき。
- (2) 前項のほか, 甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は, 1箇月前迄にその旨文書により通知し, 甲乙相互が合意したうえで解除することが出来るものとする。
- (3) 契約書第1条に掲げる自家用電気工作物が, 次の各号のいずれかに該当する場合は, この契約は効力を失うものとする。
- 1) 廃止された場合。
 - 2) 保安管理業務外部委託承認申請の承認を取り消された場合。
 - 3) 一般用電気工作物となった場合。
 - 4) 受電電圧が, 7,000 ボルトを超えた場合。
 - 5) 発電所の出力が 1,000 キロワットを越えた場合。
 - 6) 郊外にわたる配電線路の電圧が 600 ボルトを超えた場合。

第15条 (契約期間)

この契約の有効期間は, 令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日 までとする。

第16条 (契約事項等の解釈)

契約事項の解釈について疑義を生じた場合, 又は契約に定めのない事項については, 甲と乙は誠意をもって協議するものとする。

以上契約の証として, この契約書を2通作成し, 甲, 乙が各1通を保有するものとする。

令和 8年 4月 1日

委託者 (甲)

住所 岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号

氏名 岡山市

岡山市長 大森雅夫 (印)

受託者 (乙)

住所

氏名

(印)

点検、測定及び試験の基準

電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として次の基準により行うものとする。

1 点検の種類

- (1) 日常巡視点検は、主として施設の運転中に甲が行うものをいう。
- (2) 月次点検は、主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験をいう。
- (3) 年次点検は、主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験をいう。
- (4) 臨時点検は、異常が発生した場合の原因探求等をいう。
- (5) 工事期間中の点検は、設置又は変更の工事期間中において、工事期間中でないと点検できない箇所を重点的に行う点検をいう。

維持及び運用に関する点検、測定及び試験項目は、別表1参照

2 点検の方法

- (1) 外観点検とは、次に掲げる項目について運転中の施設を肉眼又は双眼鏡によるほか、音響、臭覚及び温度計等により点検することをいう。
 - ① 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - ② 電線と他物との離隔距離の適否
 - ③ 機械器具、配線の取り付け状態及び過熱の有無
 - ④ 接地線等の保安装置の取り付け状態
- (2) 観察点検とは、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。

3 年次点検における確認項目

- (1) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備のに関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。
- (2) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条の規定された値以下であること。
- (3) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。
- (4) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後継続運転すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常であること。
- (5) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

別表1

○印を実施する

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
電	責任分界となる 開閉器 引込線等 電線及び支持物 ケーブル	外観点検	○		必 要 の つ ど
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
		継電器動作試験		○	
		継電器との結合動作試験		○	
	遮断器 開閉器	外観点検	○		
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器動作試験		○	
		継電器との結合動作試験		○	
		絶縁油の点検・試験		※3 ○	
設	断路器 電力用ヒューズ 避雷器 計器用変成器 母線、電力用コンデンサ・リアクトル その他高压機器	外観点検	○		
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外観点検	○		
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		漏洩電流測定	○	○	
		絶縁油の点検・試験		※3 ○	
		内部点検		※3 ○	
	配電盤 及び 制御回路	外観点検	○		
		電圧・負荷電流測定	○	○	
		観察点検		○	
絶縁抵抗測定			○		
継電器動作試験			○		
備	受電設備の建物・室 キュービクルの外箱	外観点検	○		
		観察点検		○	
	接地装置	外観及び保護管点検	○		
		観察点検		○	
電 設 備	開閉器 遮断器 変圧器 配電線路 電線及び支持物 配電盤 接地装置	受電設備に準ずる	同左	同左	

電気工作物		点検、測定及び試験項目	月次点検	年次点検	臨時点検
負荷設備	電動機 電熱機 電気溶接機 照明装置 配線及び配線器具 その他機器類 接地装置	外観点検	○		必 要 の つ ど
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		※2 ○	
		接地抵抗測定		○	
非常用予備発電設備	始動装置 原動機 蓄電池設備 及び 付属装置	外観点検	○		
		観察点検		○	
		保護装置動作試験		○	
		始動停止試験	○	※1 ○	
		電圧・比重・液温測定		○	
	発電機 及び 励磁装置 接地装置	外観点検	○		
		発電電圧・周波数等測定	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
開閉器・遮断器・配電盤 発電設備の建物・室 キュービクルの外箱	受電設備に準ずる	同左	同左		
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○		
		観察点検		○	
		液量点検		○	
		電圧・比重・液温測定		○	
	充電装置	外観点検	○		
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定 接地抵抗測定		○ ○	
絶縁監視装置	外観点検	○	○		
	設定値確認・検知動作試験	○	○		
	自動伝送試験	○	○		
	設定値の誤差確認		○		
点検区分	実施項目	点検回数	摘要		
工事期間中の点検	月次点検の実施項目に準ずる	乙が実施			
	自家用電気工作物の施工状況 技術基準への適合状況の確認	工事期間中 週1回以上			
日常巡視点検	自家用電気工作物の異音、異臭、 外観の損傷、五感を働かせての点検	甲が実施			
	漏電警報等の異常表示の有無を確認	日常※3			

注記) 年次点検には月次点検を含む。

※1 始動は自動で行い、停止は手動で行うものとする。

※2 キュービクルから負荷設備の主幹までとし、分岐回路は必要の都度。

※3 必要の都度